

地域協議体制のイメージ

【第1段階】地域ブロック協議会

統合の方向性(学校の組み合わせ)を協議・決定
中央・東部・南部・北部・河辺の各地域では、協議を継続しています。

【第2段階】学校統合検討委員会

当該校の関係者で統合の可否を検討・決定

- ▶ 広面小、太平小、下北手小
- ▶ 太平中、下北手中、城東中
- ▶ 浜田小、豊岩小、下浜小 ▶ 土崎小、土崎南小
- ▶ 飯島小、下新城小、金足西小 ▶ 河辺小、戸島小



【第3段階】学校統合準備委員会

統合の実施に向け、具体的な検討・準備

- ▶ 上新城小、飯島南小 ▶ 秋田西中、豊岩中、下浜中

統合校の開校

学校適正配置の話し合い さらに次のステージへ

現在、秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づく地域ブロック協議会や学校統合検討委員会を開催し、学校統合の方向性(学校の組み合わせ)や統合の可否について協議を継続しています。

問い合わせ▶学校適正配置推進室☎(888)5812
最新情報は市ホームページで…広報ID番号 1021066

学校統合検討委員会で
次の合意が得られました

- ① 上新城小・飯島南小の統合
統合時期のめど…令和4年4月1日
統合後に使用する校舎
…現在の飯島南小
- ② 秋田西中・豊岩中・下浜中の統合
統合時期のめど…令和5年4月1日
統合後に使用する校舎
…現在の秋田西中

◆①②とも、統合に伴う学区の広域化により、スクールバスを運行し対応します。

地域協議の第3段階
学校統合準備委員会へ

学校統合検討委員会において、学校統合の合意が得られたところについては、地域協議の第3段階である学校統合準備委員会を設置し、統合の実施に向けた具体的な準備作業を行います。

◆委員構成…当該校の地域代表、保護者代表、各学校長

◆協議内容

- ▼ 学校の名称、校章、校歌などの制定(変更が必要となる場合)
- ▼ 閉・開校式など学校行事の実施(式典の開催時期や内容など)
- ▼ スクールバス運行計画の策定(運行時間、経路、車両、乗降場所など)
- ▼ 制服、体育着、名札などの選定(買い換えなどが必要となる場合)
- ▼ 廃校舎の利活用(地域からの意見集約など)



そのほか、伝統文化の継承、部活動や児童館など、統合に伴う諸課題の解決に向けた検討など

*統合前の交流事業のほか、統合に伴う学校備品や保存文書の整理・移転については、教育委員会と各学校が連携して行います。

委員会の今後の日程

地域ブロック協議会(第1段階)での協議を継続している地域もありますが、学校の組み合わせが決まったところは、次の段階に進みます。傍聴希望のかたは、直接会場へどうぞ。受け付けは先着順で、定員を超えた場合は入場を制限します。

【時間】午後6時30分～7時30分
【日程と会場】

★学校統合検討委員会(第2段階)
土崎小・土崎南小(第2回)

▶ 10月9日(金)、北部市民SCで

浜田小・豊岩小・下浜小(第1回)

▶ 10月12日(月)、西部市民SCで

太平中・下北手中・城東中(第1回)

▶ 10月15日(木)、東部市民SCで

広面小・太平小・下北手小(第1回)

▶ 10月23日(金)、東部市民SCで

飯島小・下新城小・金足西小(第2回)

▶ 10月28日(水)、飯島地区コミュニティセンターで

★学校統合準備委員会(第3段階)

上新城小・飯島南小(第1回)

▶ 10月21日(水)、飯島南地区コミュニティセンターで

秋田西中・豊岩中・下浜中(第1回)

▶ 11月9日(月)、西部市民SCで

*日程が変更になる場合があります。会場では、感染予防のためマスクの着用にご協力をお願いします。

施設の指定管理者を募集します

市では、次の①～③の各施設の指定管理者を募集します。

いずれも公募後、「秋田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に定める選定基準に基づき候補者を選びます。その後、11月市議会定例会での議決を経て指定管理者を選定し、協定の締結と業務の引き継ぎを行います。

施設の管理・運営は、来年4月1日から、いずれも指定管理期間は5年です。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

〈広報ID番号 1017051〉

◆指定管理者制度は公の施設の管理・運営を、民間企業やNPO法人、市民団体などに包括的に代行させるための制度です。サービスの質の向上と、管理・運営経費の削減が目的です。

①雄和観光花き栽培園

設置目的▶特色ある花きを栽培し、観光の振興に役立てるため

公募期間▶10月1日(木)～

27日(火)

担当課▶観光振興課



☎(0888)56006

②秋田市営住宅などの一括管理

市営住宅(20団地2千34戸)

住宅名▶旭南市営住宅

宅(以下地区名のみ)

川尻・牛島・新屋比内

町・牛島清水町・高梨

台・四ツ谷・横森・手

形山・新屋扇町・高野

・高清水・広面・外旭

川・茨島・新屋日吉町

・御所野元町・松淵・糠塚・新波

▶市特定公共賃貸住宅(3団地40戸)

住宅名▶河辺松淵一般特定および單身特定住宅、雄和糠塚一般特定住宅

公募期間▶10月23日(金)まで

担当課▶住宅整備課



新屋比内町市営住宅

☎(0888)5770

③雄和ふれあいプラザ

設置目的▶高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者およびその

家族に対する相談、指導

などの援助を行うことにより、高齢者の保健福祉の増進を図るため

公募期間▶10月26日(月)まで

担当課▶長寿福祉課



☎(0888)56006

より良い市政運営のために 包括外部監査結果への対応

包括外部監査は、市の財務事務が適正に行われているかを、独立した監査人がチェックする制度です。

今年2月に包括外部監査人である泉田雅俊さん(公認会計士)から報告があった、平成31年度の監査結果(テーマは「秋田市のまちづくりに関する事務の執行について」)に対して、市では次のとおり対応しています。

【監査結果の要点と対応】

1 子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱について、補助対象の範囲拡大に伴い要綱を改正すべきところを適切に行っていないことから、要綱の改正が失念されない業務の流れを整理する必要がある。

対応

▶当該要綱を改正しました。今後は、対応策を業務マニュアルに追加し、適切な事務手続きを行うよう努めます。

2

居住誘導区域について、自然災害が想定される地域は、居住を誘導して人口密度を維持するエリアとしてふさわしいものではないという観点から、見直しを進めていく必要がある。

対応

▶今後の国の動向や市街地の変化、災害対策の状況などを踏まえて、「第7次秋田市総合都市計画」の策定や「秋田市立地適正化計画」の定期見直しの中で、居住誘導区域のハザードエリアの取り扱いを検討します。

3 空き家定住促進事業について、居住誘導区域への誘導をより促進するため、居住誘導区域の物件に補助対象を限定した上で、補助増額などを検討することが有用である。

対応

▶この事業は移住促進も目的としており、移住希望者には、物件を限定することなく、さまざまなニーズに対応することが有効であると考えています。このため、居住誘導区域の物件を補助対象に限定することは検討しませんが、今年度中に策定予定の「第2期秋田市住生活基本計画」の中で、補助の増額を検討します。

4

さくらファン드의寄付申込について、クレジットカードによる寄付を可能にするなど、寄付者にとつて利便性のよい手段が必要であるが、メリット・デメリットがあることから総合判断が必要である。

対応

▶当該寄付は、金融機関のほか、市内に設置した募金箱に納めることができるようにしています。クレジットカード決済の導入は、寄付者にとって選択肢が広がるメリットとなることは理解していますが、現状、寄付件数が少ないことや、手数料の発生などが考えられ、業務の効率性を考慮し現行どおりの対応とします。

監査についての問い合わせ

総務課 ☎(0888)54233